赤字部分を記入 青字部分に注意

工事

「税込」、「税抜」どちらでも可

(建設工事の種類)

土木一式

工事

(税込

税抜 デ

	元請	JV		工事現場のある		配	置技術	者	請負代	金の額	工	期
注文者	又は 下請	の 別	工事名	都道府県及び 市区町村名	氏	名	の別(該当箇所			うち、 (・PC)	着工年月	完成又は 完成予定年月
	の別				10	41	主任技術者	監理技術者		・法面処理 ・鋼橋上部	有工 平力	
奈良県	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路	太郎	V		15,000 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
N	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路	太郎	V		8,000 _{4H}	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
A	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路	三郎	V		4,000 ₄ H	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
大和郡山市	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路	次郎	V		3, 000 ≠⊞	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
F	元請		〇〇〇〇〇工事	奈良市	登大路	次郎	V		2,950 ≠H	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
S	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路	次郎	V		2,000 ≠⊞	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
S _	元請		〇〇〇〇〇工事	生駒市	登大路	三郎	V		1,930 ≠m	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
				•			•			千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
注文者が個	注文者が個人(建設業を営む個人事業主を除く)である場合、イニシャルで記載する(例: 奈良⇒N)									令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月	
•	•		•	•	•		•		• 千円	千円	令和 <mark>XX</mark> 年XX月	令和XX年XX月
	200	TC)	The second secon			N store = -		So telephone as a fel	千円	1 千円	令和 年 月	令和 年 月
	1つの業種において工事件数が10件を超える場合、請負金額の高い工事から順に10件程 度記載(すべての工事を工事経歴書に記載する必要はありません) 千円 千円							令和 年 月	令和 年 月			
									手円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小	計	10件	40,000 千円	千円	うち 元請工事 40,000 千円	千円
合	計	20件	50,000 千円	千円	うち 元請工事 50,000 チ円	千円

- Q1 新規申請を行う予定です。工事経歴書はいつの分を作成すればいいですか?
- A1 直近決算分のみを作成してください。例えば、平成27年4月1日に申請する個人の場合、平成26年(前年)の確定申告に売上が計上されている工事についてご記入ください
- Q2 土木一式、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、水道施設工事業を申請する予定ですが、土木一式工事以外は実績がありません。この場合、 実績がない業種については工事経歴書を省略できますか?
- A2 省略できません。実績がない業種につきましては、「実績なし」とご記入のうえ、申請書に添付してください
- O3 業種追加申請を行う予定です。工事経歴書はどの業種について作成すればいいですか?
- A3 追加する業種についてのみ作成してください。既に許可をもっている業種については省略することができます
- O4 工事経歴書はどのように記載すればいいですか?
- A4 経営事項審査を受けるか否かによって異なります

【経営事項審査を受ける場合】

- ①まず、元請工事の請負代金の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額が大きい順に元請工事を記載します
- ②続いて、総完成工事高の7割を超えるところまで、残りの元請工事・下請工事について、請負代金の額が大きい順に工事を記載しますただし、上記①と②を記載するなかで、軽微な建設工事(請負代金の額が500万円未満のもの。建築一式工事にあっては、請負代金の額が1,500万円未満のもの)の記載が10件に達すれば、そこで記載を終了することができます

【経営事項審査を受けない場合】

元請工事・下請工事を問わず、請負代金の額が大きい順に10件程度記載します

- | O5 許可申請の際に、工事経歴書に記載した工事について契約書、注文書などの添付は必要ですか?|
- A5 不要です。ただし、経営事項審査を受ける場合は、その申請の際に添付が必要となります
- O6 請負代金の額は税込・税抜のどちらで記載すればいいですか?
- A6 経営事項審査を受けるか否かによって異なります

【経営事項審査を受ける場合】

課税業者は「税抜」で、免税業者は「税込」で記載します

【経営事項審査を受けない場合】

税込・税抜のいずれで記載してもかまいません

- Q7 注文者の名前をイニシャルで記載するのはなぜですか?
- A7 個人情報保護を目的として、個人の氏名が特定されないようにするためです。なお、この工事経歴書は、建設業法第13条の規定により、公衆の閲覧に供されます